

最終更新日：2008年12月24日

## 横河電機株式会社

代表取締役社長 海堀 周造  
 問合せ先：広報・IR室 市瀬 裕介 TEL:0422-52-5530  
 証券コード：6841  
<http://www.yokogawa.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

## 1. 基本的な考え方

当社グループでは、健全で持続的な成長を確保し、株主をはじめとするステークホルダーからの社会的信頼に応えていくことを企業経営の基本的使命と位置づけており、「健全で利益ある経営」を実現するための重要施策として、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでいます。

当社は、監査役制度を採用しています。取締役会では、当社グループの事業に精通した取締役と、独立性の高い社外取締役に  
よる審議を通して、意思決定の迅速性と透明性を高めています。また、社外監査役を含む監査役による監査を通して、取締役の業務の適法性、効率性、意思決定プロセスの妥当性等を厳正に監視し、経営に対する監査機能の充実に努めています。

当社グループでは、コンプライアンスの基本方針を『YOKOGAWAグループ企業行動規範』として定め、取締役が率先して、企業倫理の遵守と浸透にあたっています。また、財務報告の信頼性の確保、及び、意思決定の適正性の確保などを含めた『YOKOGAWAグループ内部統制システム』を定め、当社グループの業務が適正かつ効率的に実施されることを確保するための内部統制システムとして整備しています。

## 2. 資本構成

外国人株式所有比率

20%以上 30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
第一生命保険相互会社	22,697,000	8.449
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	18,200,500	6.775
日本生命保険相互会社	13,284,615	4.945
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,994,400	4.092
オーエム04 エスエスピー クライアント オムニバス	8,838,500	3.290
みずほ信託退職給付信託 みずほコーポレート銀行口 再信託受託者 資産管理サービス	6,643,990	2.473

氏名または名称	所有株式数(株)	割合 (%)
信託		
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	5,732,000	2.133
横河電機持株会	5,097,906	1.897
東京海上日動火災保険株式会社	4,694,936	1.747
モルガン ホワイトフライヤーズ エキュイティ デリバティブ	4,671,774	1.739

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
(連結) 従業員数	1000人以上
(連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
親会社	なし
連結子会社数	50社以上100社未満

### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の連結子会社のうち、国際チャート株式会社は JASDAQ(証券コード 3956)に上場しています。

同社は、当社との間で同社が製造・販売する記録紙の取引がありますが、同社の売上に占める当社以外への売上の割合が高く、独立した事業展開をしています。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
内藤 正久	他の会社の出身者				○				○	
棚橋 康郎	他の会社の出身者				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
内藤 正久	——	主にグローバル企業における社外取締役などの豊富な経験に基づく高い見識から、経営の透明性の向上を図っていただくために選任しています。
棚橋 康郎	——	主にわが国の基幹産業における経営者としての高い見識と、新事業の立ち上げ・展開に基づく広い視野から、

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
		経営の透明性の向上を図っていただくために選任しています。

#### その他社外取締役の主な活動に関する事項

内藤社外取締役:平成19年度に開催の取締役会14回のうち12回に出席

棚橋社外取締役:平成19年6月27日の就任後開催の取締役会10回のうち10回に出席

#### 【 監査役関係 】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	5名

#### 監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、会計監査人と定例会合を実施し、期中監査の状況及び決算に関する状況などについて情報交換をはかっています。

#### 監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査部門と定例会合を実施し、内部統制システムの構築・運用の状況について情報交換をはかっています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
引馬 滋	他の会社の出身者									○
池田 輝彦	他の会社の出身者			○	○					○
宍岐 浩一	他の会社の出身者			○						○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

## 会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
引馬 滋	——	主に企業財務に関する深い知識と洞察力及び豊富な経験に基づく高い見識を当社の監査に反映いただくため選任しています。
池田 輝彦	——	主に経験豊富な経営者の観点と経済界における幅広い活動に基づく高い見識を当社の監査に反映するため選任しています。
老岐 浩一	——	主に経験豊富な経営者の観点及び人財マネジメントに関する深い知識と洞察力を当社の監査に反映いただくため選任しています。

## その他社外監査役の主な活動に関する事項

引馬社外監査役:平成19年度開催の取締役会 14 回のうち 14 回に出席

池田社外監査役:平成 20 年 6 月 26 日開催の第 132 回定時株主総会で新たに社外監査役に選任されました。

老岐社外監査役:平成 20 年 6 月 26 日開催の第 132 回定時株主総会で新たに社外監査役に選任されました。

## 【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

## 該当項目に関する補足説明

取締役及び執行役員に対して業績連動型報酬制度を導入しています。

## 【 取締役報酬関係 】

開示手段

有価証券報告書、営業報告書（事業報告）

開示状況

全取締役の総額を開示

## 該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、事業報告は、当社ホームページに掲載しています。

## 【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

取締役会資料を事前配付しています。また、必要に応じて事前説明をおこなっています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

取締役会は、経営に関する意思決定機関として、グループ全体の経営方針・経営戦略の立案と業務執行の監視・監督を行っています。意思決定の迅速化のために、意思決定に関する規定のもとに、経営会議等への権限委譲を行っています。また、執行役員制度を導入し、業務執行の迅速化と責任体制の明確化をはかっています。経営会議は原則、月に1度開催しています。

取締役の職務執行に関する規定を整備し、社外取締役を含む各取締役は取締役会を構成する取締役として、業務執行に関する監督責任を負う体制を整備しています。取締役の職務執行に対して、社外監査役を含む監査役が監査役監査を実施する体制を整備しています。

当社は、平成19年6月27日開催の第131回定時株主総会において、監査法人トーマツを監査法人として選任しています。

## III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	原則、株主総会の3週間前に発送しています。第132回定時株主総会の招集通知は平成20年6月2日に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	第132回 定時株主総会は、平成20年6月26日(木)に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	第128回 定時株主総会より、電磁的方法による議決権の行使を実施しています。 第130回 定時株主総会より、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム(ICJ)に参加しています。
その他	当社は、「開かれた株主総会」を開催することを基本方針としています。当社ホームページに、招集通知・英文招集通知を掲載しています。

### 2. IRに関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
個人投資家向けに定期的説明会を開催	なし	定期的に個人投資家向けに会社説明会を実施しているほか、電子メールで情報発信を行っています。
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	毎決算発表後、証券アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を実施しています。
海外投資家向けに定期的説明会を	あり	欧州・北米・東南アジア等を定期的に訪問しています。

	代表者自身 による 説明の有無	補足説明
開催		
IR資料の ホームページ掲載	あり	<a href="http://www.yokogawa.co.jp/pr/IR/pr-ir-index-ja.htm">http://www.yokogawa.co.jp/pr/IR/pr-ir-index-ja.htm</a> ホームページに掲載している投資者むけ情報：決算短信・有価証券報告書・アナリスト説明会資料・東証開示資料・招集通知・決算説明会／株主総会音声配信
IRに関する部署 (担当者)の設置	—	IR担当役員：取締役 専務執行役員 経営管理本部長 八木 和則 IR事務連絡責任者：広報・IR室長 市瀬 裕介 IR担当部署：広報・IR室

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定	YOKOGAWA グループ企業行動規範の中で、お客様、株主、地域や社会、購買先、競争会社、政治や行政、従業員等のステークホルダーに対する基本姿勢を定め、当社ホームページで公開しています。
環境保全活動、 CSR活動等の実 施	CSR推進本部内に地球環境室と社会貢献室を設置し、環境保全活動及びCSR活動を積極的に展開しています。また活動報告につきましては、CSRレポートを通して報告するほか、地球温暖化対策計画書、地球温暖化対策結果報告書、排出状況報告書を作成し当社ホームページに公開しています。
ステークホルダー に対する情報提供 に係る方針等の策定	YOKOGAWA グループ企業行動規範の基づき、ステークホルダーに対するディスクロージャーポリシーを定め、当社ホームページで公開しています。

## IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、以下を平成20年4月28日開催の取締役会にて決議しました。

取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制

会社法第 362 条第4項第6号、会社法施行規則第 100 条第1項及び同第3項に基づき、以下の通り、内部統制システムを整備しています。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンスの基本原則を、『YOKOGAWA グループ企業行動規範』として定めています。取締役は、これを率先し、企業倫理の遵守と浸透にあたっています。
- ・グループを横断するコンプライアンス体制の整備、及び、問題点の把握・対処のために、企業倫理本部を設置しています。
- ・取締役会における意思決定は、『取締役会規程』『意思決定規程』に基づいて行っています。社外取締役を含む各取締役は、取締役会を構成する取締役として、業務執行に関する監督責任を負っています。社外監査役を含む監査役は、取締役の職務の執行に対して、『監査役監査基準』『監査役会規則』に基づく監査役監査を実施しています。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・『取締役会規程』『意思決定規程』に基づき、取締役会における審議の充実と、経営会議などの取締役会以外の意思決定機関への権限委譲をはかっています。
- ・全社的な経営目標を定め、目標達成のための取り組みをレビューしています。中長期的な経営目標については、『新長期経営構想 VISION21&ACTION21』のマイルストーンとして定め、変革に向けた課題解決の活動を展開しています。単年度の経営目標については、組織毎に四半期単位でレビューし、年間目標の達成に向けた活動を展開しています。取締役会は、これらの経営目標の達成状況の報告を受け、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの活動を指示し、目標達成に向けて全社としての効率性を追求する仕組みを展開しています。また、経営目標の達成状況をリアルタイムで把握・報告・活用するために、経営情報システムの整備に努めています。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・『取締役会規程』『伝達ならびに文書管理規程』『全社共通文書管理規則』に基づき、議事録、及び、保存すべき情報に関するルールと管理体制を定めています。
- ・『秘密保持規程』『インサイダー取引防止に関する規程』に基づき、情報の機密性の区分に関するルールと管理体制を定めています。また、グループで業務に従事する者に対して、秘密保持に関する誓約を求めています。

④ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・グループで業務に従事する者が取るべき行動を、『YOKOGAWA グループコンプライアンスガイドライン』として定めています。この中で、反社会的勢力とは一切係わり合いを持たず毅然とした対応を取ることを定めています。
- ・代表取締役社長が法令等遵守の重要性を繰り返し伝えるとともに、企業倫理本部が中心となってコンプライアンスに関する教育を展開しています。
- ・グループで業務に従事する者には、コンプライアンス違反行為、または、違反の恐れがあると疑われる行為を認識した場合に、内部通報義務があることを『内部通報・相談規則』として定めています。また、そのための内部通報窓口を設置しています。
- ・コンプライアンスの徹底状況について、企業倫理本部がモニタリングを実施し、重要な事項は、取締役会、及び、監査役に報告しています。

## ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・グループにおける業務の適正を確保するための体制として、『YOKOGAWA グループ内部統制システム』を整備しています。『企業倫理システム』『意思決定システム』『品質マネジメントシステム』『環境マネジメントシステム』『安全・衛生マネジメントシステム』『情報セキュリティマネジメントシステム』『輸出管理システム』『財務報告システム』『危機管理システム』、及び、『監査役監査の環境整備』からなる 10 の展開システムごとに責任部署を定め、グループを横断する規程を定めています。重要な事項については、取締役会、及び、監査役に報告しています。

・特に、財務報告の信頼性の確保の面では、『財務報告システム』において、経理業務の適正を確保するために、『グループ経理規程』を定め、グループ各社の経理業務を統制しています。また、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に対応するために、財務報告に係る内部統制の整備状況と運用状況に対する評価と開示の体制を整備しています。

・『YOKOGAWA グループ内部統制システム』の有効性に関する内部監査は、『グループ・グローバル経営監査規程』に基づき、経営監査部が実施し、重要な事項は、取締役会、及び、監査役に報告しています。

・監査役は、グループ会社における重要事項の決定について、直接、または、当該グループ会社の監査役から情報を入手し、確認することができることとしています。

## ⑥ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

・グループにおける業務の適正を確保するための体制として、『YOKOGAWA グループ内部統制システム』を整備し、経営監査部がリスク管理部署として、リスクを抽出・分析し、改善を提言するとともに、重要な事項は、取締役会、及び、監査役に報告しています。

・危機事象に対する対応を、『危機管理規程』として定めています。代表取締役が危機管理本部長として、危機事象が発生した時の情報伝達と指揮命令を統制し、人的な安全の確保、及び、経済的な損失の最小化をはかります。

## ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・取締役及び使用人は、以下に定める事項を監査役に報告することとしています。

- (a) 法令・定款違反に関する事項
- (b) 内部監査の状況及びリスク管理に関する重要な事項
- (c) 会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事項
- (d) 意思決定に関する重要な事項
- (e) 経営状況に関する重要な事項
- (f) 内部通報制度による通報状況に関する事項
- (g) その他、コンプライアンスに関する重要な事項

## ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・代表取締役社長、経営監査部、企業倫理本部、会計監査人との定期的な意見交換の場を提供しています。また、取締役、重要な使用人からヒアリングを実施できる機会と環境を提供しています。

・必要に応じて、外部の専門家を任用することができることとしています。

## ⑨ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・監査役室を設置し、専任者を含む人員を置いています。

## ⑩ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役室の人員に関する人事異動は、監査役に事前に了解を求めています。
- ・監査役室の人員に関する人事評価は、監査役会が指名する監査役が行うこととしています。

#### 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの不当・不法な要求に対しては毅然とした態度で臨み、関係を一切もたないことを基本方針としています。また、反社会的勢力がかかわりを持ってきた場合には、組織を挙げて対応し、社会の秩序・安全の維持に貢献してまいります。

#### 社内体制の整備状況

1.反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力による被害を防止するために、『YOKOGAWA グループ企業行動規範』及び『YOKOGAWA グループコンプライアンスガイドライン』のなかでその対応を定めています。

2.反社会的勢力への対応を統括する部署を総務部内に設け、同部内に不当要求防止責任者を置いています。総務部では外部専門機関と連携して対応する社内体制を構築しており、その対応マニュアルを整備しています。また、外部専門機関より反社会的勢力に関する情報を定期的に収集しており、その内容を踏まえ、関連部署に対し必要に応じて情報提供、啓蒙活動、研修を実施しています。

参考資料「模式図」・巻末「添付資料」をご覧ください。

## V その他

### 1. 買収防衛に関する事項

#### 会社の支配に関する基本方針

##### ① 基本方針の内容

当社は、企業理念を「YOKOGAWA は 計測と制御と情報をテーマに より豊かな人間社会の実現に貢献する YOKOGAWA 人は 良き市民であり 勇気をもった開拓者であれ」と定め、産業社会へのさらなる貢献をめざしてまいりました。この理念のもとに、中長期的な視点から企業活動を健全に継続し、企業価値を最大化することが企業としての使命であると考え、長期経営構想 VISION-21&ACTION-21 を掲げて、「健全で利益ある経営」の実現を目指しております。

この経営構想に基づき、制御事業、計測機器事業、新事業などのポートフォリオをバランスよく持つことで、事業リスクを勘案しながら成長戦略を推進し、企業価値の向上に向けた中長期的な取り組みを展開しております。

当社は、公開会社である株式会社の支配権の移転を伴う提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、公開会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には株主の判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、企業買収の中には、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社が今後も持続的に企業価値を維持・向上させていくためには、当社の経営資源や人的資源、顧客との信頼関係、事業の将来性や潜在的価値など、当社の企業価値を構成する様々な要因とその有機的な結合によってもたらされる総合的な価値を理解し、これらを活かしていくことが必要です。従って、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社が今後も持続的に企業価値を維持・向上させていくことを可能とする者である必要があると考えています。一方、外部者から買収の提案を受けた場合には、当社の企業価値を構成する様々な要因を株主の皆様が適切に把握いただいたうえで、当該買付行為が当社の企業価値については株主共同の利益に与える影響等を判断していただく必要があります。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式の大量取得行為が発生した場合に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断できると同時に、当社取締役会が株主の皆様が代替案を提示するために必要な情報と時間を確保することで、当社の企業価値については株主の皆様の共同の利益に反する行為を抑止するための枠組みが必要であると考えます。

②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み<買収防衛策>

当社は、平成19年4月26日開催の取締役会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)の導入について決議し、平成19年6月27日開催の当社第131回定時株主総会において議案として上程し、承認をいただいております。本プランの概要は以下のとおりです。なお、本プランの全文は、インターネット上の当社ホームページの平成19年4月26日付プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の導入について」(当社ホームページアドレス：<http://www.yokogawa.co.jp/cp/press/2007/pr-press-2007-0426-ja.htm>)に掲載しております。

#### (1) 本プランの概要

##### 1. 本プランの発動に係る手続きの設定

本プランは、当社の株券等に対する買付その他これに類似する行為又はその提案(以下「買付等」といいます。)が行われる場合に、買付等を行う者又はその提案者(以下併せて「買付者等」といいます。)に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う期間を確保し、また、株主の皆様が当社取締役会の計画や代替案等を提示するなど、買付者等との交渉等を行う場合の手続きを定めています。

##### 2. 新株予約権無償割当ての利用

買付者等の行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合には、当社は、当社取締役会決議により、買付者等が権利行使できない新株予約権を当社取締役会が定める一定の日における全ての株主に対して保有割合1株につき1個無償で割当てます。新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、新株予約権1個につき0.5～1株の間で取締役会が決定いたします。(以下これにより割当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。)

##### 3. 取締役の恣意的判断を排除するための独立委員会の利用

本プランの導入にあたり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しています。独立委員会は、当社社外取締役、社外監査役及び社外の有識者の中から選任されます。なお当初の独立委員会は、独立性の高い社外取締役2名、社外監査役1名及び有識者2名の計5名により構成されています。

<独立委員会メンバー>

- ・ 社外取締役：内藤 正久（(財)日本エネルギー経済研究所 理事長）
- ・ 社外取締役：棚橋 康郎（新日鉄ソリューションズ(株) 相談役）
- ・ 社外監査役：引馬 滋（有限責任中間法人 CRD 協会 代表理事）
- ・ 有 識 者：若杉 敬明（東京経済大学 経営学部 教授）
- ・ 有 識 者：中村 直人（中村・角田・松本法律事務所パートナー 弁護士）

4. 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引き換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は約 2 分の 1 まで希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの発動に係る手続き

1. 対象となる買付等

当社は、本プランに基づき、以下<1> 又は<2> に該当する買付等がなされたときに、本プランに定める手続に従い本新株予約権の無償割当てを実施いたします。

<1> 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が 20%以上となる買付等

<2> 当社が発行者である株券等について、公開買付に係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付

2. 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、上記 1.に定める買付等を行う買付者等に対し、当社取締役会が友好的買付けであると認めた場合を除き、当社の定める書式による、当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）及び当社の定める書式による、下記の各号に定める買付者等の買付内容の検討に必要な日本語で作成された情報（以下「本必要情報」といいます。）に関する質問書を、速やかに送付します。

買付者等には、買付等の実行に先立ち、原則として、買付説明書及び本必要情報を、買付者等が当社からのこれらの送付資料を受領した日から起算して、10 営業日以内に当社取締役会宛てに提出していただきます。なお、当社取締役会は、買付説明書及び本必要情報を受領後速やかに独立委員会に送付します。

独立委員会は、提出された買付説明書及び本必要情報が不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

(3) 本プランの合理性

1. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しています。

## 2. 株主意思を重視するものであること(サンセット条項)

本プランの有効期間は、平成 21 年 3 月期に関する定時株主総会の終結の時までの2年間といたします。また、有効期間の満了前であっても、株主総会また取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

## 3. 独立性の高い社外取締役等の判断の重視と情報開示

独立委員会によって、取締役が恣意的に本プランの発動を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示するものとし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

## 4. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

## 5. 第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)の助言を得ることができることとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとしております。

## 6. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策でないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、新しい株主構成のもとで選任された取締役で構成される取締役会によって、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は、取締役任期を1年とし、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型(取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策)でもありません。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【 参考資料：模式図 】

